

一 農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成五年大蔵省・農林水産省令第一号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改 正 後

（店頭デリバティブ取引）

第一条の二の三 法第十条第六項第十二号の主務省令で定めるものは、金融商品取引法第二条第二十二項に規定する店頭デリバティブ取引のうち、次に掲げる取引以外の取引とする。

一 金融商品取引法第二十八条第八項第四号に掲げる取引

二 暗号資産（金融商品取引法第二条第二十四項第三号の二に規定する暗号資産をいう。以下同じ。）又は暗号資産関連金融指標（同法第二百八十五条の二十二第一項第一号に規定する暗号資産関連金融指標をいう。次条第二号及び第三十四条第二項第一号において同じ。）に係る取引

（店頭デリバティブ取引）

第一条の二の三 法第十条第六項第十二号の主務省令で定めるものは、金融商品取引法第二条第二十二項に規定する店頭デリバティブ取引（同法第二十八条第八項第四号に掲げる行為に該当するものを除く。）とする。

〔号を加える。〕

（デリバティブ取引の媒介等）

第一条の二の四 法第十条第六項第十二号の二の主務省令で定めるものは、金融商品取引法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引のうち、次に掲げる取引以外の取引の媒介、取次ぎ又は代理とする。

改 正 前

（店頭デリバティブ取引）

第一条の二の三 法第十条第六項第十二号の主務省令で定めるものは、金融商品取引法第二条第二十二項に規定する店頭デリバティブ取引（同法第二十八条第八項第四号に掲げる行為に該当するものを除く。）とする。

〔号を加える。〕

（デリバティブ取引の媒介等）

第一条の二の四 法第十条第六項第十二号の二の主務省令で定めるものは、金融商品取引法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引（同法第二十八条第八項第六号に規定する有価証券関連デリバティブ取引をいう。以下同じ。）に該

当するものを除く。)の媒介、取次ぎ又は代理とする。
〔号を加える。〕

一 有価証券関連デリバティブ取引（金融商品取引法第二十八条第八項第六号に規定する有価証券関連デリバティブ取引をいう。以下同じ。）

二 暗号資産又は暗号資産関連金融指標に係る取引

（暗号資産の取得等に係る情報の安全管理措置）

第十四条の七 組合は、その行う業務のうち、暗号資産を取得し、又は保有することとなる業務及び暗号資産に係る投資助言業務（金融商品取引法第二十八条第六項に規定する投資助言業務をいう。次条及び第三十五条第二項第十五号において同じ。）について、これらの業務の内容及び方法に応じ、当該業務に係る電子情報処理組織の管理を十分に行うための措置を講じなければならない。

（暗号資産の取得等に係る健全性確保を図るための措置等）

第十四条の八 組合は、その行う業務のうち、暗号資産を取得し、又は保有することとなる業務及び暗号資産に係る投資助言業務について、暗号資産の特性、取引の内容その他の事情に応じ、組合の経営の健全性の確保を図り、及びこれらの業務の適正かつ確実な遂行を確保するため必要な体制を整備する措置を講じなければならない。

（専門子会社の業務等）

（専門子会社の業務等）

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

第三十四条 「略」

2 法第十一條の六十六第一項第二号の主務省令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第一号から第十号まで、第十三号及び第十六号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務（同項第一号に掲げる業務にあっては、第一条の三第三号の三第一項第一号及び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるもの並びに商品先物取引法第二条第二十一項に規定する商品市場における取引等の委託を受ける業務に限り、金融商品取引法第三十五条第二項第二号に掲げる業務にあっては、第一条の三第一項第一号及び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるものに限る。）のほか、次に掲げるものとする。

一 金融商品取引法第二条第八項第七号及び第十一号から第十七号までに掲げる行為（同項第十二号、第十四号及び第十五号に掲げる行為にあっては、暗号資産の価値等（暗号資産の価値、暗号資産関連オプション（同法第八十五条の二十三第一項に規定する暗号資産関連オプションをいう。）の対価の額又は暗号資産関連金融指標の動向をいう。次項第一号並びに次条第二項第五号及び第十五号において同じ。）の分析に基づく投資判断（同法第二条第八項第十一号ロに規定する投資判断をいう。次項第一号並びに次条第二項第五号及び第十五号において同じ。）に基づいて財産の運用を行うものを除く。）並びに金融商品取引法施行令第一条の十二各号に掲げる行為を行う業務

〔二・三 略〕

第三十四条 「同上」

2 法第十一條の六十六第一項第二号の主務省令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第一号から第十号まで及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務（同項第一号に掲げる業務にあっては、第一条の三第一項第一号及び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるもの並びに商品先物取引法第二条第二十一項に規定する商品市場における取引等の委託を受ける業務に限り、金融商品取引法第三十五条第二項第二号に掲げる業務にあっては、第一条の三第一項第一号及び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるものに限る。）のほか、次に掲げるものとする。

一 金融商品取引法第二条第八項第七号及び第十一号から第十七号までに掲げる行為並びに金融商品取引法施行令第一条の十二に規定する行為を行う業務

〔二・三 同上〕

融商品取引法第三十五条第一項第十号及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務のほか、次に掲げる業務とする。

一 金融商品取引法第二条第八項第十一号、第十二号及び第十四号に掲げる行為（同項第十二号及び第十四号に掲げる行為にあっては、暗号資産の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて財産の運用を行うものを除く。）並びに金融商品取引法施行令第一条の十二第一号に掲げる行為を行う業務

〔二〇五 略〕

〔4515 略〕

（従属業務等）

第三十五条 〔略〕

2 法第十一条の六十六第二項第二号の主務省令で定めるものは、次

に掲げる業務（農業協同組合のために行う場合を含む。）とする。

〔一〇一の八 略〕

二 法第十条第一項第二号又は第三号の事業に附帯する業務、同条第六項各号及び第二十四項各号に掲げる業務（同条第六項第八号及び第八号の二に掲げる業務、有価証券関連業（金融商品取引法第二十八条第八項に規定する有価証券関連業をいう。以下同じ。）その他農林水産大臣及

のを除く。）

一 金融商品取引法第二条第八項第十一号、第十二号及び第十四号に掲げる行為並びに金融商品取引法施行令第一条の十二に規定する行為を行う業務

〔二〇五 同上〕

〔4515 同上〕

（従属業務等）

第三十五条 〔同上〕

2 〔同上〕

〔一〇一の八 同上〕

二 法第十条第一項第二号又は第三号の事業に附帯する業務及び同条第六項各号に掲げる業務（同項第八号及び第八号の二に掲げる業務、有価証券関連業（金融商品取引法第二十八条第八項に規定する有価証券関連業をいう。以下同じ。）その他農林水産大臣及び金融庁長官の定める業務に該当するものを除く。）

〔三～四の二 略〕

五 金融商品取引法第二条第八項第七号、第十三号及び第十五号に掲げる行為（同号に掲げる行為にあつては、暗号資産の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて財産の運用を行うものを除く。）を行う業務

〔六～十四 略〕

十五 投資助言業務又は投資一任契約（金融商品取引法第二条第八項第十二号ロに規定する投資一任契約をいい、暗号資産の価値等の分析に基づく投資判断の全部又は一部を一任されるものを除く。）に係る業務

〔十五の二～三十一 略〕

〔3～7 略〕

（届出事項等）

第五十八条 法第九十七条第十二条の主務省令（金融破綻処理制度及び金融危機管理に係るもの）を除く。）で定める場合は、次に掲げる場合とする。

〔一～五 略〕

六 農業協同組合連合会若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は第三十六条第一項各号に掲げる事由により他の会社を子会社とした場合（法第九十七条第六号の規定により届出をしなければならない場合を除く。）

〔三～四の二 同上〕

五 金融商品取引法第二条第八項第七号、第十三号及び第十五号に掲げる行為（同号に掲げる行為にあつては、暗号資産の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて財産の運用を行うものを除く。）を行う業務

〔六～十四 同上〕

十五 投資助言業務（金融商品取引法第二十八条第六項に規定する投資助言業務をいう。）又は投資一任契約（同法第二条第八項第十二号ロに規定する投資一任契約をいう。）に係る業務

〔十五の二～三十一 同上〕

〔3～7 同上〕

（届出事項等）

第五十八条 「同上」

六 農業協同組合連合会若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は第三十六条第一項各号に掲げる事由により他の会社を子会社とした場合（法第九十七条第六号の規定について届出をしなければならないとされるものを除く。）を子会社とした場合

〔七〇一二 略〕

十二の二 外国において法第十条第六項（第一号及び第二号を除く。）若しくは第二十四項に規定する事業の全部若しくは一部を行う施設若しくは設備（事務所を除く。）の設置、廃止若しくは位置の変更又は当該施設若しくは設備において行う事業の内容の変更をしようとする場合

〔十二の三〇十六 略〕

十七 法第十条第六項（第一号及び第二号を除く。）若しくは第二十四項に規定する業務に係る契約の締結の代理若しくは媒介を委託する旨の契約を締結し、当該契約を変更し、又は当該契約を終了した場合

〔2〇5 略〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

〔七〇一二 同上〕

十二の二 外国において法第十条第六項（第一号及び第二号を除く。）に規定する事業の全部若しくは一部を行う施設若しくは設備（事務所を除く。）の設置、廃止若しくは位置の変更又は当該施設若しくは設備において行う事業の内容を変更しようとする場合

〔十二の三〇十六 同上〕

十七 法第十条第六項（第一号及び第二号を除く。）に規定する業務に係る契約の締結の代理若しくは媒介を委託する旨の契約を締結し、当該契約を変更し、又は当該契約を終了した場合

〔2〇5 同上〕

二 漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成五年大蔵省・農林水産省令第二号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後

（デリバティブ取引の媒介等）

第一条の二 法第十一条第三項第十一号の主務省令で定めるものは、
金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第二十項に
規定するデリバティブ取引のうち、次に掲げる取引以外の取引の媒
介、取次ぎ又は代理とする。

改 正 前

（デリバティブ取引の媒介等）

第一条の二 法第十一条第三項第十一号の主務省令で定めるものは、
金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第二十項に
規定するデリバティブ取引（同条第二十二項に規定する店頭デリバ
ティブ取引又は有価証券関連デリバティブ取引（同法第二十八条第
八項第六号に規定する有価証券関連デリバティブ取引をいう。以下
同じ。）を除く。）の媒介、取次ぎ又は代理とする。

〔号を加える。〕

一 店頭デリバティブ取引（金融商品取引法第二条第二十二項に規
定する店頭デリバティブ取引をいう。）

二 有価証券関連デリバティブ取引（金融商品取引法第二十八条第
八項第六号に規定する有価証券関連デリバティブ取引をいう。以
下同じ。）

〔号を加える。〕

三 暗号資産（金融商品取引法第二条第二十四項第三号の二に規定
する暗号資産をいう。以下同じ。）又は暗号資産関連金融指標（
同法第一百八十五条の二十二第一項第一号に規定する暗号資産関連

金融指標をいう。第二十六条第三項第七号において同じ。）に係る取引

（暗号資産の取得等に係る情報の安全管理措置）

第十二条の六 組合又は連合会は、その行う業務のうち、暗号資産を取得し、又は保有することとなる業務及び暗号資産に係る投資助言業務（金融商品取引法第二十八条第六項に規定する投資助言業務をいう。次条並びに第二十六条第三項第七号及び第四項第十三号において同じ。）について、これらの業務の内容及び方法に応じ、当該業務に係る電子情報処理組織の管理を十分に行うための措置を講じなければならない。

（暗号資産の取得等に係る健全性確保を図るための措置等）

第十二条の七 組合又は連合会は、その行う業務のうち、暗号資産を取得し、又は保有することとなる業務及び暗号資産に係る投資助言業務について、暗号資産の特性、取引の内容その他の事情に応じ、組合又は連合会の経営の健全性の確保を図り、及びこれらの業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な体制を整備する措置を講じなければならない。

（組合又は連合会の子会社の範囲等）

第二十六条 「略」

2 「略」

〔条を加える。〕

〔条を加える。〕

（組合又は連合会の子会社の範囲等）

第二十六条 「同上」

2 「同上」

3 法第十七条の十四第二項第一号及び第二号に掲げる組合について

の同条第一項第二号（法第九十六条第一項において準用する場合を含む。）の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務（法第十七条の十四第二項第二号に掲げる組合にあっては、第四号の三から第四号の六までに掲げる業務を除く。）とする。

〔一〇六 略〕

七 投資助言業務又は投資一任契約（金融商品取引法第二条第八項第十二号口に規定する投資一任契約をいい、暗号資産の価値等（暗号資産の価値、暗号資産関連オプション（同法第一百八十五条の二十三第一項に規定する暗号資産関連オプションをいう。）の対価の額又は暗号資産関連金融指標の動向をいう。次項第四号並びに次条第二項第一号及び第三項第一号において同じ。）の分析に基づく投資判断（同法第二条第八項第十一号口に規定する投資判断をいう。次項第四号並びに次条第二項第一号及び第三項第一号において同じ。）の全部又は一部を一任されるものを除く。第四項第十三号において同じ。）に係る業務

七の二 投資顧問契約（金融商品取引法第二条第八項第十一号に規定する投資顧問契約をいう。）又は投資一任契約（同法第二条第八項第十二号口に規定する投資一任契約をいう。）の締結の代理又は媒介

〔七の三〇十五 略〕

4 法第八十七条の三第二項第二号（法第一百条第一項において準用する場合を含む。）の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務とす

3 「同上」

七 投資助言業務（金融商品取引法第二十八条第六項に規定する投資助言業務をいう。以下同じ。）又は投資一任契約（同法第二条第八項第十二号口に規定する投資一任契約をいう。以下同じ。）に係る業務

七の二 投資顧問契約（金融商品取引法第二条第八項第十一号に規定する投資顧問契約をいう。）又は投資一任契約の締結の代理又は媒介

〔七の三〇十五 同上〕

4 「同上」

る（組合のために行う場合を含む。）。

〔一～三の四 略〕

四 金融商品取引法第二条第八項第七号、第十三号及び第十五号に掲げる行為（同号に掲げる行為にあっては、暗号資産の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて財産の運用を行うものを除く。）を行う業務

〔五～二十八 略〕

（連合会の子会社となる専門子会社の業務等）

第二十七条 〔略〕

2 法第八十七条の三第一項第二号の主務省令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第一号から第十号まで、第十三号及び第十六号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務（同項第一号に掲げる業務にあっては、銀行法施行規則第十三条の二の三第一項第一号及び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるもの並びに商品先物取引法第二条第二十一項に規定する商品市場における取引等の委託を受ける業務に限り、金融商品取引法第三十五条第二項第二号に掲げる業務にあっては、銀行法施行規則第十三条の二の三第一項第一号及び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるものに限る。）のほか、次に掲げるものとする。

一 金融商品取引法第二条第八項第七号及び第十一号から第十七号までに掲げる行為（同項第十二号、第十四号及び第十五号に掲げ

〔一～三の四 同上〕

四 金融商品取引法第二条第八項第七号、第十三号及び第十五号に掲げる行為を行う業務

〔五～二十八 同上〕

（連合会の子会社となる専門子会社の業務等）

第二十七条 〔同上〕

2 法第八十七条の三第一項第二号の主務省令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第一号から第十号まで及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務（同項第一号に掲げる業務にあっては、銀行法施行規則第十三条の二の三第一項第一号及び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるもの並びに商品先物取引法第二条第二十一項に規定する商品市場における取引等の委託を受ける業務に限り、金融商品取引法第三十五条第二項第二号に掲げる業務にあっては、銀行法施行規則第十三条の二の三第一項第一号及び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるものに限る。）のほか、次に掲げるものとする。

一 金融商品取引法第二条第八項第七号及び第十一号から第十七号までに掲げる行為並びに金融商品取引法施行令（昭和四十年政令

る行為にあつては、暗号資産の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて財産の運用を行うものを除く。）並びに金融商品取引法

施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第一条の十二各号に掲げる行為を行う業務

〔二・三 略〕

3 法第八十七条の三第一項第三号（法第一百条第一項において準用する場合を含む。第十項第一号において同じ。）の主務省令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第十号及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務のほか、次に掲げるものとする。

一 金融商品取引法第二条第八項第十一号、第十二号及び第十四号に掲げる行為（同項第十二号及び第十四号に掲げる行為にあっては、暗号資産の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて財産の運用を行うものを除く。）並びに金融商品取引法施行令第一条の十二第一号に掲げる行為を行う業務

〔二・五 略〕

〔4・19 略〕

（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）

第四十八条 法第五十八条の三第一項（法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第一百条第三項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める業務及び財産の状況に関する事項は、次の各号に掲げる組合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

第三百二十一号）第一条の十二に規定する行為を行う業務

〔二・三 同上〕

3
〔同上〕

一 金融商品取引法第二条第八項第十一号、第十二号及び第十四号に掲げる行為並びに金融商品取引法施行令第一条の十二に規定する行為を行う業務

〔二・五 同上〕

〔4・19 同上〕

（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）

第四十八条 〔同上〕

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

三 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則（平成九年大蔵省・農林水産省令第一号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

		附 則		改 正 後
		附 則		改 正 前
「略」		〔略〕		<p>（銀行とみなされる特定承継会社に係る銀行法施行規則の準用等）</p> <p>第三十五条 次の表の上欄に掲げる銀行法施行規則の規定は、特定承継会社を銀行とみなして、それぞれ同表の下欄に掲げる特定承継会社に係る事項について準用する。</p>
第十三条の六の十	第十三条の六の九	第一項	第十三条の六の八	<p>（銀行とみなされる特定承継会社に係る銀行法施行規則の準用等）</p> <p>第三十五条 「同上」</p> <p>業務を第三者に委託する場合</p>
「同上」		第一項	第十三条の六の八	<p>（銀行とみなされる特定承継会社に係る銀行法施行規則の準用等）</p> <p>第三十五条 「同上」</p> <p>業務を第三者に委託する場合</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。	2 〔略〕
	2 〔同上〕

四 農林中央金庫法施行規則（平成十三年内閣府・農林水産省令第十六号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後

（付随業務）

第五十八条 「略」

〔2・3 略〕

改 正 前

（付随業務）

第五十八条 「同上」

〔2・3 同上〕

4 法第五十四条第四項第十四号及び第十五号の主務省令で定めるものは、金融商品取引法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引のうち、次に掲げる取引以外の取引とする。

4 法第五十四条第四項第十四号及び第十五号の主務省令で定めるものは、金融商品取引法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引（同法第二十八条第八項第六号に規定する有価証券関連デリバティブ取引をいう。以下同じ。）に該当するものを除く。）とする。

〔号を加える。〕

一 有価証券関連デリバティブ取引（金融商品取引法第二十八条第八項第六号に規定する有価証券関連デリバティブ取引をいう。以下同じ。）

〔号を加える。〕

二 暗号資産（金融商品取引法第二条第二十四項第三号の二に規定する暗号資産をいう。以下同じ。）又は暗号資産関連金融指標（

同法第一百八十五条の二十二第一項第一号に規定する暗号資産関連金融指標をいう。第九十五条第二項第一号において同じ。）に係

る取引

〔5～9 略〕

(暗号資産の取得等に係る情報の安全管理措置)

第七十条の二 農林中央金庫は、その営む業務のうち、暗号資産を取得し、又は保有することとなる業務及び暗号資産に係る投資助言業務（金融商品取引法第二十八条第六項に規定する投資助言業務をいう。次条及び第九十七条第二項第二十三号において同じ。）について、これらの業務の内容及び方法に応じ、当該業務に係る電子情報処理組織の管理を十分に行うための措置を講じなければならない。

(暗号資産の取得等に係る健全性確保を図るための措置等)

第七十条の三 農林中央金庫は、その行う業務のうち、暗号資産を取得し、又は保有することとなる業務及び暗号資産に係る投資助言業務について、暗号資産の特性、取引の内容その他の事情に応じ、農林中央金庫の経営の健全性の確保を図り、及びこれらの業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な体制を整備する措置を講じなければならない。

〔条を加える。〕

(専門子会社の業務等)

第九十五条 〔略〕

(専門子会社の業務等)

第九十五条 〔同上〕

2 法第七十二条第一項第二号の主務省令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第一号から第十号まで、第十三号及び第十

2 法第七十二条第一項第二号の主務省令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第一号から第十号まで及び第十三号に掲げ

〔5～9 同上〕

〔条を加える。〕

六号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務（同項第一号に掲げる業務にあつては、第五十八条第五項第一第五項第一号及び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるもの並びるもの並びに商品先物取引法第二条第二十一項に規定する商品市場における取引等の委託を受ける業務に限り、金融商品取引法第三十五条第二項第二項第一号に掲げる業務にあつては、第五十八条第五項第一号及び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるものに限る。）のほか、次に掲げる業務とする。

一 金融商品取引法第二条第八項第七号及び第十一号から第十七号までに掲げる行為（同項第十二号、第十四号及び第十五号に掲げる行為にあつては、暗号資産の価値等（暗号資産の価値、暗号資産関連オプション（同法第百八十五条の二十三第一項に規定する暗号資産関連オプションをいう。）の対価の額又は暗号資産関連金融指標の動向をいう。次項第一号並びに第九十七条第二項第十二号及び第二十三号において同じ。）の分析に基づく投資判断（同法第二条第八項第十一号ロに規定する投資判断をいう。次項第一号並びに第九十七条第二項第十二号及び第二十三号において同じ。）に基づいて財産の運用を行うものを除く。）並びに金融商品取引法施行令第一条の十二各号に掲げる行為を行う業務

〔二・三 略〕

3 法第七十二条第一項第三号の主務省令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第十号及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務のほか、次

る行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務（同項第一号に掲げる業務にあつては、第五十八条第五項第一号及び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるもの並びに商品先物取引法第二条第二十一項に規定する商品市場における取引等の委託を受ける業務に限り、金融商品取引法第三十五条第二項第二号に掲げる業務にあつては、第五十八条第五項第一号及び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるものに限る。）のほか、次に掲げる業務とする。

一 金融商品取引法第二条第八項第七号及び第十一号から第十七号までに掲げる行為並びに金融商品取引法施行令第一条の十二に規定する行為を行う業務

〔二・三 同上〕

に掲げる業務とする。

一 金融商品取引法第二条第八項第十一号、第十二号及び第十四号に掲げる行為（同項第十二号及び第十四号に掲げる行為にあっては、暗号資産の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて財産の運用を行うものを除く。）並びに金融商品取引法施行令第一条の

十二第一号に掲げる行為を行う業務

〔二〕五 略

〔4〕13 略

（従属業務等）

第九十七条 略

2 法第七十二条第二項第二号の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務（農林中央金庫のために行う場合を含む。）とする。

〔一〕十一 略

十二 金融商品取引法第二条第八項第七号、第十三号及び第十五号に掲げる行為（同号に掲げる行為にあっては、暗号資産の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて財産の運用を行うものを除く。）を行う業務

〔十三〕二十二 略

〔十三〕二十二 略

二十三 投資助言業務又は投資一任契約（金融商品取引法第二条第八項第十二号に規定する投資一任契約をいい、暗号資産の価値等の分析に基づく投資判断の全部又は一部を一任されるものを除く。）に係る業務

一 金融商品取引法第二条第八項第十一号、第十二号及び第十四号に掲げる行為並びに金融商品取引法施行令第一条の十二に規定する行為を行う業務

〔二〕五 同上

〔4〕13 同上

（従属業務等）

第九十七条 同上

2 同上

〔一〕十一 同上

十二 金融商品取引法第二条第八項第七号、第十三号及び第十五号に掲げる行為を行なう業務

〔十三〕二十二 同上

二十三 投資助言業務（金融商品取引法第二十八条第六項に規定する投資助言業務をいう。）又は投資一任契約（同法第二条第八項第十二号に規定する投資一任契約をいう。）に係る業務

〔二十三の二～三十九 略〕

〔3～7 略〕

(認可対象会社を子会社とすることについての認可の申請等)

第百条 農林中央金庫は、法第七十二条第七項の規定による認可対象会社（同条第一項第九号の三に掲げる会社（以下「業務高度化等会社」という。）を除く。以下この条において同じ。）を子会社とすることについての認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して農林水産大臣及び金融庁長官に提出しなければならない。

〔一～六 略〕

〔2～4 略〕

5 第一項及び第二項の規定は、法第七十二条第九項において準用する同条第七項の規定による認可（業務高度化等会社に該当する子会社としようとすることについての認可を除く。）について準用する。

6 「略」

(業務高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得すること等についての認可の申請等)

第百条の二 「略」

〔2・3 略〕

4 第一項及び第二項の規定は、法第七十二条第九項において準用す

〔二十三の二～三十九 同上〕

〔3～7 同上〕

(認可対象会社を子会社とすることについての認可の申請等)

第百条 農林中央金庫は、法第七十二条第七項の規定による認可対象会社（同条第一項第九号の三に掲げる会社（以下「業務高度化等会社」という。）を除く。以下この条において同じ。）を子会社とすることについての認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して農林水産大臣及び金融庁長官に提出しなければならぬ。

〔一～六 同上〕

〔2～4 同上〕

5 第一項の規定は、法第七十二条第九項において準用する同条第七項の規定による認可について準用する。

6 「同上」

(業務高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得すること等についての認可の申請等)

第百条の二 「同上」

〔2・3 同上〕

4 第一項の規定は、法第七十二条第十項の規定による認可について

る同条第七項の規定による認可（業務高度化等会社に該当する子会社としようとすることについての認可に限る。）及び同条第十項の規定による認可について準用する。

準用する。

5
〔略〕

（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）

第百十二条 法第八十一条第一項の主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

〔一・二 略〕

三 農林中央金庫の主要な事業に関する事項として次に掲げるもの

イ
〔略〕

ロ 直近の五事業年度における主要な事業の状況を示す指標として次に掲げる事項（14から18までに掲げる事項については、信託業務を営む場合に限る。）

〔1～15 略〕

〔16〕 信託勘定有価証券残高（17に掲げる事項を除く。）

〔17〕 信託勘定電子記録移転有価証券表示権利等（金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第

一条第四項第十七号に規定する電子記録移転有価証券表示権利等をいう。）残高

〔18〕
〔略〕

ハ
〔略〕

〔四〇七 略〕

5
〔同上〕

（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）

第百十二条 〔同上〕

〔一・二 同上〕

イ
〔同上〕

ロ 直近の五事業年度における主要な事業の状況を示す指標として次に掲げる事項（14から17までに掲げる事項については、信託業務を営む場合に限る。）

〔1～15 同上〕

〔16〕 信託勘定有価証券残高

〔17〕 信託勘定有価証券残高
〔加える。〕

ハ
〔同上〕

〔四〇七 同上〕

(届出事項)

第一百五十条 農林中央金庫は、次のいずれかに該当する場合には、その旨を農林水産大臣及び金融庁長官に届け出なければならない。

〔一～十四 略〕

十五 農林中央金庫若しくはその子会社の担保権の実行による株式等の取得又は第九十八条第一項各号に掲げる事由により他の会社を子会社（業務高度化等会社）にあつては、農林中央金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社とした場合（法第七十二条第十三項第一号の規定により届出をしなければならない場合を除く。）

〔十五の二～十七 略〕

十七の二 農林中央金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて保有する業務高度化等会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を保有しなくなつた場合

〔十七の三～三十一 略〕
〔2～6 略〕

(届出事項)

第一百五十条 「同上」

〔一～十四 同上〕

十五 農林中央金庫若しくはその子会社の担保権の実行による株式等の取得又は第九十八条第一項各号に掲げる事由により他の会社（法第七十二条第十三項第一号の規定により子会社としようとすることについて同項の届出をしなければならないとされているもの）を子会社とした場合

〔十五の二～十七 同上〕

十七の二 農林中央金庫が農林中央金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて保有する業務高度化等会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を保有しなくなつた場合

〔十七の三～三十一 同上〕
〔2～6 同上〕

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。